

米求人件数減少への過度な悲観は不要か？



チーフ・ストラテジスト 石黒英之

ポイント① 9月の米求人件数は大幅に減少

米労働省が29日に発表した9月のJOLTS（米雇用動態調査）求人件数は744.3万件となり、8月から41.8万件減少し、市場予想（800万件）を下回りました。米求人件数は、2021年1月以来の水準にまで減少した格好です。

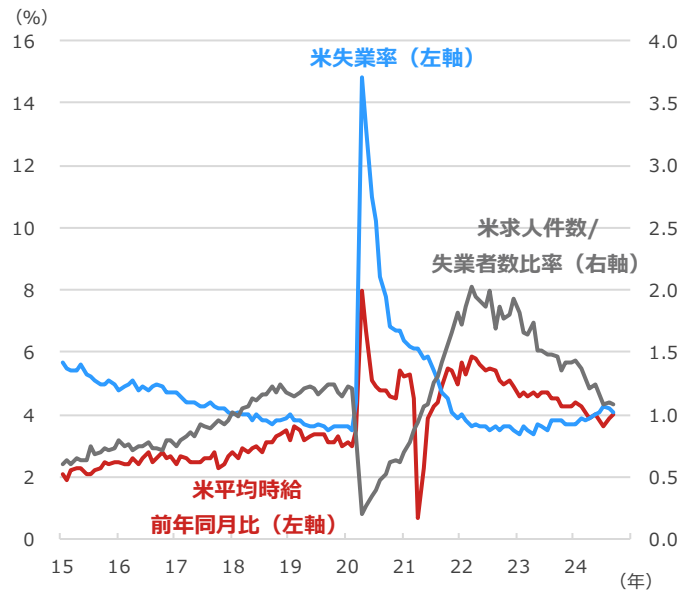
今回の統計を受けて、米賃金と連動性が高い9月の「米求人件数/失業者数比率」は1.09と2021年6月並みの低水準となり、2022年のピークである2.03から鈍化基調が続いています（右上図）。一時期と比べ賃金インフレ圧力が大きく緩和されつつあることを踏まえると、米インフレ懸念が再燃する可能性は低いと考えられ、FRB（米連邦準備制度理事会）による緩やかな利下げの継続をサポートする材料といえそうです。

ポイント② 米雇用環境は引き続き良好か？

米求人件数の大幅な減少は米労働市場の軟化を通じて米景気が失速するとの見方につながる側面もありますが、今回の結果は必ずしもそうとは言えないと考えられます。確かに9月の米求人件数は減少し、米解雇件数も183.3万件と8月から16.5万件増加しましたが、これはハリケーンなどの一時的な影響が関係していると考えます。コロナ前の水準と比べれば米求人件数は高水準、米解雇件数もそれほど増加しておらず、9月の米採用件数が8月から増加していることなどを踏まえると、今回の結果は米雇用環境が引き続き良好な状態にあることを示しているといえそうです（右下図）。

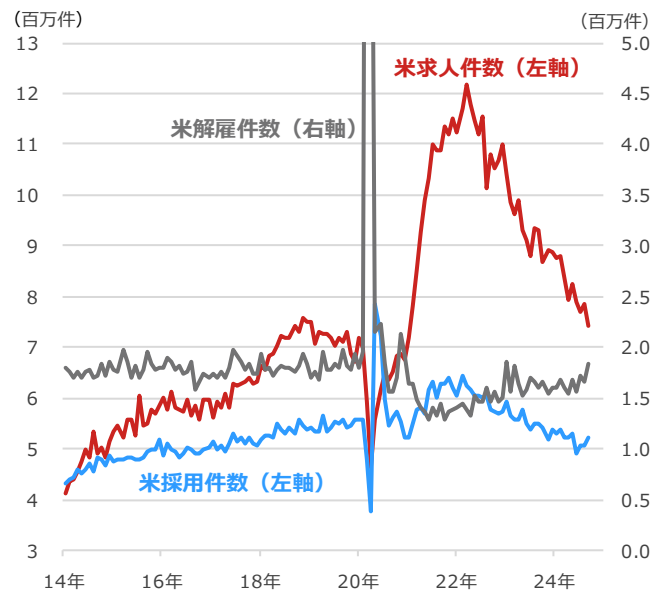
現在の米国は、緩やかなインフレ鈍化と底堅い経済が併存する中で、FRBの利下げが続くといった良好な投資環境にあると考えており、米国株が選好されやすい流れは当面続きそうです。

米平均時給・米失業率・米求人件数/失業者数比率



期間：2015年1月～2024年9月、月次
 ・米求人件数/失業者数比率は失業者1人当たり何件の求人があるかを示す。
 ・米求人件数はJOLTSの数値を用いた。
 (出所) Bloombergより野村アセットマネジメント作成

米求人件数・米解雇件数・米採用件数



期間：2014年1月～2024年9月、月次
 ・米求人件数・米解雇件数・米採用件数はJOLTSの数値を用いた。
 ・グラフを見やすくするため、米解雇件数の一部を非表示。数値が急増した2020年3月、4月の米解雇件数はそれぞれ1,351.6万件、912.8万件。
 (出所) Bloombergより野村アセットマネジメント作成

*当資料は、一部個人の見解を含み、会社としての統一見解ではないものもあります。

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2024年10月現在

| | |
|---------------------------------|---|
| ご購入時手数料 《上限3.85%（税込み）》 | 投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。 |
| 運用管理費用（信託報酬） 《上限2.222%（税込み）》 | 投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。 |
| 信託財産留保額 《上限0.5%》 | 投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。 |
| その他の費用 | 上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。